

No.	回答府省	計画等の名称 ※指針、ビジョン、方針 等を含みます。	法律名等	条項	策定主体	検討状況の分類	令和5年4月時点 見直しの具体的な検討状況	参考：令和4年7月25日時点 見直しの具体的な検討状況
1	厚生労働省	市町村計画	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	第5条第1項	市町村	A 1	医療介護総合確保促進会議における議論を踏まえ、令和5年3月に地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成26年9月12日告示）を改正し、市町村計画の共同策定が可能である旨を明確化した。	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成26年9月12日告示）において、市町村による共同策定が可能である旨を明確化することを検討するため、今後、医療介護総合確保促進会議において議論を行う。
2	内閣府、総務省	市町村地域防災計画	災害対策基本法	第42条第1項	市町村	A 2	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知を令和4年12月に発出済。	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討。
3	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	指定棚田地域振興活動計画	棚田地域振興法	第8条第2項	市町村	A 2	・検討の結果得た結論について、措置済みである。 ・具体的には、「棚田地域振興法に係るQ & A（令和4年11月版）」（関係通知）において、「「棚田地域の振興に関する基本的な方針において、「指定棚田地域振興活動計画においては、おおよそ3年間から5年間の計画とし、各年度の取組内容についてできる限り具体的に記載することが望ましい。」と記載されているが、これは、法目的を達成するために必要なおおよその目安を示しているものであり、法目的に合致した活動計画であり当該活動計画の目標が期間内に達成される見込みであれば、計画期間が3年間に満たない計画であっても認定されますので、申請可能です。」と明示。これにより、法律の失効日以降を含んだ活動計画を策定することの有効性や妥当性について予め画一的な見解を示し、自治体が関係省庁に個別に問い合わせたり、判断を検討したりする手間や無駄を解消し、もって自治体の負担軽減に努めた。	7月1日に有識者会議を開催し、棚田地域振興法に係るQ & A（関係通知）等の見直し可否、見直し箇所の検討を行った。 この結果を踏まえて、棚田地域振興法に係るQ & A（関係通知）において、従来おおよそ3年間から5年間の期間を設けるよう指導していた「指定棚田地域振興活動計画」の計画期間について、計画達成が見込まれるならば計画期間が3年間に満たないものも認定する解釈を明示し、地方公共団体等が抱き得る疑問を早期に解消する予定あわせて、法律の日切れへの対処として、計画期間の終期を令和7年3月31日以前に設定する方針を明示し、地方公共団体等が抱き得る疑問を早期に解消する予定。 時限立法である棚田地域振興法は、令和7年3月31日限りで失効することが見込まれている。今回の通知は、法律の失効日以降を含んだ活動計画を策定することの有効性や妥当性について、予め画一的な見解を示すことで、自治体が関係省庁に個別に問い合わせたり、判断を検討したりする手間や無駄を解消し、もって自治体の負担軽減に資するものである。なお、明示する時期は検討中ではあるが、年内を目途としている。
4	内閣府	国際戦略総合特別区域計画	総合特別区域法	第12条第1項	都道府県・市町村	A 2	総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えているが、今後も必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。	総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）第一一において、「総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては法第9条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては法第32条に基づく地域活性化方針（以下「総合特区推進方針」という。）としてそれぞれ定めた上で、（中略）国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、法第12条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第35条に基づく地域活性化総合特別区域計画（以下「総合特区計画」という。）として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。」とされているほか、同項において、「このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。 ア）（略） イ）関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」とあることから、総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えているが、今後必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。
5	内閣府	地域活性化総合特別区域計画	総合特別区域法	第35条第1項	都道府県・市町村	A 2	総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えているが、今後も必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。	総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）第一一において、「総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては法第9条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては法第32条に基づく地域活性化方針（以下「総合特区推進方針」という。）としてそれぞれ定めた上で、（中略）国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、法第12条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第35条に基づく地域活性化総合特別区域計画（以下「総合特区計画」という。）として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。」とされているほか、同項において、「このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。 ア）（略） イ）関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」とあることから、総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えているが、今後必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。
6	文部科学省	定時制教育及び通信教育の運営に関する総合計画運営に関する総合計画、定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育の計画	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法	第3条第2項	都道府県・市町村	A 2	令和5年3月29日付事務連絡「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法に規定する計画の策定方法について」において、教育振興基本計画等の地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合して策定することが可能である旨周知した。	令和4年度中に既存計画との統合が可能であることを事務連絡等で周知する。
7	法務省	地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律	第8条第1項	都道府県・市町村	A 2	複数の市区町村による共同策定が可能である旨を地方公共団体に周知するため、令和5年3月に「地方再犯防止推進計画策定の手引き」を改定し、上記事項を明記した。	複数の市町村による共同策定が可能である旨を地方公共団体に周知するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の次回改定時に上記事項を明記予定。
8	内閣府	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画	津波対策の推進に関する法律	第9条第2項	都道府県・市町村	A 2	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知を令和4年12月に発出済。	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討。

No.	回答府省	計画等の名称 ※指針、ビジョン、方針 等を含みます。	法律名等	条項	策定主体	検討状況の分類	令和5年4月時点 見直しの具体的な検討状況	参考：令和4年7月25日時点 見直しの具体的な検討状況
9	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	都道府県棚田地域振興計画	棚田地域振興法	第6条第1項	都道府県	A 2	コロナの状況等を踏まえ、都道府県、市町村等へのメールマガジンや、個別の電話相談に応じる形で措置済みである。 今後も、必要に応じて有識者会議を開催し、棚田地域振興法に係るQ & A（関係通知）等の見直しの要否を検討する見込みである。	7月1日に有識者会議を開催し、棚田地域振興法に係るQ & A（関係通知）等の見直し要否、見直し箇所を検討した。この結果を踏まえつつ、引き続き都道府県棚田地域振興計画の策定は任意である旨を地方公共団体向け説明会等で周知する予定。 また、引き続き地方からの意見を聞き、必要に応じ関係通知の見直しを行う。
10	内閣府	地震防災緊急事業五箇年計画	地震防災対策特別措置法	第2条第1項	都道府県	A 2	「府政防第342号地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の簡素化等について」（令和5年3月9日付け 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）通知）を令和5	計画策定の簡略化（他計画との一体策定や手続きの簡素化等）が可能かどうか検討。
11	内閣府	基本計画	中心市街地の活性化に関する法律	第9条第1項	市町村	A 2	基本計画については、第9条第1項において「できる規定」により市町村の自主性に委ねているものであり、義務等を課す制度ではない。 基本計画については、統合が可能な既存の計画等は存在せず、また、通知・マニュアル等において必要以上の手続きを課すものではない。 なお、中活計画策定に関するマニュアルについては毎年度見直しを行っており、これまでも様式変更など、必要に応じて自治体の負担軽減を図ってきたもの。	基本計画については、第9条第1項において「できる規定」により市町村の自主性に委ねているものであり、義務等を課す制度ではない。 基本計画については、統合が可能な既存の計画等は存在せず、また、通知・マニュアル等において必要以上の手続きを課すものではない。 なお、中活計画策定に関するマニュアルについては毎年度見直しを行っており、これまでも様式変更など、必要に応じて自治体の負担軽減を図ってきたもの。 引き続き、マニュアルの内容について適宜見直しを図っていく。
12	内閣府、総務省	津波避難対策緊急事業計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	第12条第1項	市町村	A 2	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知を令和4年12月に発出済。	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討。
13	内閣府	構造改革特別区域計画	構造改革特別区域法	第4条第1項	都道府県・市町村	A 2	令和4年度関係省庁と協議し簡素化可能な変更内容については、整理をしておりますに運用を開始している。 また、認定申請書類の記載項目については、まとめられる記載項目をまとめマニュアルの改訂を行った。 どちらの検討項目についても措置済み。	外部有識者を構成員とする評価・調査委員会（令和4年5月開催）において、地方公共団体における事務負担の軽減の観点から、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化に関する意見があったことから、今年度中を目途に関係府省庁と協議し、簡素化可能な変更内容について検討を行う。 また、認定申請書類に記載する内容の簡素化により地方公共団体の事務負担軽減を図るため、令和4年度内に認定申請マニュアルの見直しについて検討を行う。
14	国土交通省、内閣府	整備計画	都市再生特別措置法	第19条の2第1項	都道府県・市町村	A 2	検討の結果得た結論について、令和4年11月7日に都市再生緊急整備協議会を有する自治体に対して事務連絡を発出済み。	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される 「部会（自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画）」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会（自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画）」に移管する等の負担軽減策を従憑し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。
15	国土交通省、内閣府	都市再生駐車施設配置計画	都市再生特別措置法	第19条の13第1項	都道府県・市町村	A 2	検討の結果得た結論について、令和4年11月7日に都市再生緊急整備協議会を有する自治体に対して事務連絡を発出済み。	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される 「部会（自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画）」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会（自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画）」に移管する等の負担軽減策を従憑し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。
16	国土交通省、内閣府	都市再生安全確保計画	都市再生特別措置法	第19条の15第1項	都道府県・市町村	A 2	検討の結果得た結論について、令和4年11月7日に都市再生緊急整備協議会を有する自治体に対して事務連絡を発出済み。	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される 「部会（自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画）」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会（自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画）」に移管する等の負担軽減策を従憑し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。
17	内閣府	実施方針	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	第5条第1項	都道府県・市町村	A 2	都道府県・市町村を含む公共施設等の管理者等は、PFIの手法を用いて事業を行おうとするときには実施方針を定めることになるが、PFI事業の実施は公共施設等の管理者等の判断に委ねられており、実施を強制しているものではない。 実施方針は、PFI事業の選定及び民間事業者の選定における公平性の担保、PFI事業のプロセスの透明性の確保の観点から、民間事業者がPFI事業への参入を検討する上で必要な事項を定めるものであり、策定時の国への協議や届出等は不要としている。 内閣府においては、公共施設等の管理者等が実施方針の策定を円滑に進められるよう、ガイドラインを策定している。ガイドラインは国がPFI事業を実施する上での実務上の指針であるが、地方公共団体が実施するPFI事業においては参考となるものと位置付けているにすぎず、ガイドライン上にもその旨を明記しているが、今後も様々な機会に改めてその旨を周知する。また、今後新たにガイドラインやマニュアル等を策定する場合にも、同様の趣旨を徹底していく。	都道府県・市町村を含む公共施設等の管理者等は、PFIの手法を用いて事業を行おうとするときには実施方針を定めることになるが、PFI事業の実施は公共施設等の管理者等の判断に委ねられており、実施を強制しているものではない。 実施方針は、PFI事業の選定及び民間事業者の選定における公平性の担保、PFI事業のプロセスの透明性の確保の観点から、民間事業者がPFI事業への参入を検討する上で必要な事項を定めるもので策定時の国への協議や届出等は不要としている。 内閣府においては、公共施設等の管理者等が実施方針の策定を円滑に進められるよう、ガイドラインを策定している。ガイドラインは国がPFI事業を実施する上での実務上の指針であるが、地方公共団体が実施するPFI事業においては参考となるものと位置付けているにすぎず、ガイドライン上にもその旨を明記しているが、今後も様々な機会に改めてその旨を周知する。また、今後新たにガイドラインやマニュアル等を策定する場合にも、同様の趣旨を徹底していく。

No.	回答府省	計画等の名称 ※指針、ビジョン、方針 等を含みます。	法律名等	条項	策定主体	検討状況の分類	令和5年4月時点 見直しの具体的な検討状況	参考：令和4年7月25日時点 見直しの具体的な検討状況
18	総務省	定員管理・給与適正化計画	地方財政法	第33条の8 第2項	都道府県・市町村	A 2	総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室で行われている「給与実態調査に関するヒアリング」において団体に確認している事項と重複する部分を削除することにより様式を簡素化し、措置済み。	令和4年9月までに、自治体の負担軽減を図るため、計画の記載内容を一部削除するなど、様式の簡素化を検討する。
19	総務省	地域経済循環創造事業実施計画書	令和4年4月1日付 総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡「ローカル10,000プロジェクトの推進に係る事業の募集について」		都道府県・市町村	A 2	検討の結果得た結論について、令和5年4月3日付け事務連絡により都道府県・市町村に通知し、実施計画書を簡素化して地方公共団体の負担軽減を図ったため、実施済み。	地方公共団体の負担軽減を図るため、令和5年度様式から実施計画書の簡素化（項目の統合等）を行う方向で見直す予定。
20	総務省	分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）事業計画書	令和4年4月13日付 総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡「分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）に係る事業の募集について（第一次、第二次募集）」		都道府県・市町村	A 2	検討の結果得た結論について、令和5年4月12日付け事務連絡により都道府県・市町村に通知し、実施計画書を簡素化して地方公共団体の負担軽減を図ったため、実施済み。	地方公共団体の負担軽減を図るため、令和5年度様式から実施計画書の簡素化（項目の統合等）を行う方向で見直す予定。
21	総務省	経営改善計画	公営競技における経営改善の取組に要する経費の財政措置について（平成24年9月7日事務連絡）	4	都道府県・市町村	A 2	令和4年12月の事務連絡にて様式を改正し、経営改善計画の簡素化を実施済み。	現在、計画策定年度の2年前の決算の記載を求めているが、1年前までの記載を求める方向で検討中。見直し時期に関しては、地方債起債協議に係る計画であることから、次回協議（2次協議（11月））までに見直しを予定。
22	総務省	旧公害防止対策事業計画	「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について（通知）」（令和3年4月1日総財調第6号、総財準第125号、2農振第3721号、2水港第2935号、国水環第154号、国水事第74号、国港計第49号、環政計発第2103299号）		都道府県・市町村	A 2	令和5年度から、自治体の負担軽減を図るため、計画に記載を求める項目数を減らすなど、様式を簡素化し、措置済み。	自治体の負担軽減を図るため、計画の記載内容を一部削除するなど、様式の簡素化を検討する。